

茨城県自治紛争処理委員による調停案の受諾について 管理者コメント

本日、茨城県自治紛争処理委員による調停案の受諾につきまして、霞台厚生施設組合議会において可決をいただきました。

組合議会の冷静な対応に敬意を表するとともに、組合負担金は義務的経費にあるとされており「約束した負担金は支払う」という当組合の主張を認めた調停案を受入れることができました。

これにより、ごみ処理広域化整備事業の完遂に向けた責任が果たせることに安堵しております。

争点となりました霞台厚生施設組合旧施設解体事業につきましては、ごみ処理広域化整備事業の集大成として、新ストックヤードを建設するためには必要不可欠な事業であります。

広域化により解散した各組合(新治地方広域事務組合と茨城美野里環境組合)の旧ごみ処理施設等の処分につきましては、それぞれの組合を構成する市町により、その財産を処分すると合意され実施されております。

しかし、存続する霞台厚生施設組合の旧施設(財産)につきましては、これまで石岡市と小美玉市が運営してきた組合にかすみがうら市と茨城町が加入したことから、従前から組合が保有している旧施設(財産)を4市町の共有財産と位置付けました。その旧施設(財産)の解体については、協定書に基づく協議により、4市町の負担で行う事が合意されてきたものです。

これらの経緯につきまして、今回、茨城県自治紛争処理委員による調停案には、その合意形成のプロセスを含め「旧施設を今後継続的に利用する4市町の共有財産と位置付け、その解体費用を4市町が負担することには相応の合理性がある」と示されました。

ごみ処理行政は生活に密接な行政サービスです。区域住民の皆様に影響が出ないことを最優先として考えてまいりました。

今回、調停案を受け入れることにより傷ついた信頼関係が修復され、最悪な事態を回避することができると考えております。

今後は、調停案にも示された「互譲の精神」により、関係改善に努めるとともに、持続性の高い行政サービスの提供に向けて、最少の経費で最大の効果を上げるよう努力を尽くしてまいります。

令和6年1月9日

霞台厚生施設組合 管理者
石岡市長 谷島洋司